

特定非営利活動法人町田演劇鑑賞会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人町田演劇鑑賞会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都町田市原町田5丁目13番3号 原町田テラスハウス102号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、定期的に継続して演劇鑑賞活動を行う非営利の市民文化団体で、演劇との出会いを通して人生を見つめ、人と人との絆を深めて、演劇の普及・発展と、豊かな文化性をもった地域社会を創造することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動推進法(以下「法」という)第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

(1)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(2)社会教育の推進を図る活動

(3)まちづくりの推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

(1)定期的かつ継続的な観劇例会の開催

(2)会報の発行

(3)演劇や舞台芸術振興のための地域社会参画活動

(4)全国の演劇鑑賞団体、演劇創造団体、他の舞台芸術関係者・団体等との諸活動

(5)その他、この法人の目的を達成するために必要な活動

第2章 会員及び社員

(会員)

第6条 この法人の会員は、次の1種として、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申込みものとする。

3 会長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 会長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の得喪)

第9条 会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込み書にその旨を記載して会長あてに届け出るものとし、これにより会員の資格を取得するものとする。

2 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出が受理されたとき。

(2) 本人が死亡したとき。

(3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を定められた期間内に提出し、会員手帳の返却をもって、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)この定款に違反したとき

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費は、これを返還しない。

第3章 役員 事務局及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事 6人以上 25人以内

(2)監事 2人以上

2 理事のうち1人を会長、1人以上を副会長とする。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

4 会長及び副会長は、理事の互選とする。

5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。

7 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

8 監事は、この法人の職員が含まれてはならない。

(役員職務)

第14条 会長は、この法人を代表しその業務を総括する。

2 会長以外の理事は、法人の事業について、この法人を代表しない。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び総会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること

(2)この法人の財産の状況を監査すること

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(役員任期)

第15条 役員任期は1年とする。ただし、補欠のため、又は増員により就任した役員任期は前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

4 役員は辞任又は任期満了した後、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会において社員総数の3分の2以上の同意を得て議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないとみとめられるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬)

第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(事務局及び職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

- 2 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 3 事務局長は、事務局の業務を総括する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 会議

(会議の種類)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、社員をもって構成する。

(総会の機能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く)
- (6) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 解散における残余財産の帰属
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするとき。
- (11) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 社員の総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面により開催の請求があったとき
- (3) 第17条第5項に基づき監事が招集するとき

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は前条第2項第2号の場合には、請求があった日から1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面若しくは電磁的方法により、会議の少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長はその総会において、出席した社員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、社員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会の議事は、総会に出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した社員の過半数の同意があった場合は、この限りではない。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会における書面表決等)

第28条 各社員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第2号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)社員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した社員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会はこの定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき

(2) 理事総数の2分の1以上の者から理事会開催の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号の場合には請求があった日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する場合には、理事会の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、理事会の日の5日前までに理事に通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、会長若しくは会長が指名した者がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会の議事は、理事会に出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事会の議決事項は第36条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合はこの限りではない。

3 理事会の議決において、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会における書面表決)

第37条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において前条及び次条第1項第2号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面による表決者にあつては、その旨を付記すること)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

(委員会等)

第39条 この法人は、運営推進のために、運営委員会及び専門部会等(以下、委員会等という)を置くことができる。

2 委員会等に関する規程は、理事会の議決を経て別に定める。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

4 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。この場合、直近の総会において報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、及び活動計算書など決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算に剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第6章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において出席した社員の3分の2以上の多数による議決を経て、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)社員の欠亡

(4)合併

(5)破産手続き開始の決定

(6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、総会において社員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 解散のときに存する残余財産は、法第11条第3項に規定する者のうち、解散の総会において選定した者に帰属させるものとする。

(清算人の選任)

第49条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併及び破産の場合の解散を除く。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席した社員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第7章 雑則

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

(施行細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、この定款の規定にかかわらず、別表役員名簿のとおりとし、その任期は、この法人の成立の日から平成29年3月31日までとする。

3 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成28年12月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

(1)正会員

①入会金 1,000円

②月会費 2,200円

別表 設立当初の役員名簿

役員	理事	大谷 光雄	役員	理事	原 知子	
	同	熊坂 有美		同	丸山 和子	
	同	紫桃 弘美		同	村田 みどり	
	同	壽原 洋子		同	八柳 ひろ子	
	同	岡島 利和		同	山 千代美	
	同	菊地 成子		監事	石井 章夫	
	同	小泉 千津子		同	石川 徹	
	同	佐渡 千恵子		同	亀屋 千代	
			同	山川 富枝		